

# 大分県報

令和五年  
第四五四号  
十月二十日

（金曜日）

## 目次

### 告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の構造等の変更の許可申請	一
解除予定保安林（二件）	四
林業種苗法による生産事業者の登録	四
警察本部訓令	四
大分県警察表彰規程の一部改正	四

### 告示

#### 大分県告示第四百四十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により、次のとおり特定施設の構造等の変更の許可申請があった。  
なお、次のとおり当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。  
令和五年十月二十日

#### 一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

日田市大字三和二千五百三十

鹿島・梅林・友岡特定建設工事共同企業体

所長 扇 裕 次

2 特定事業場の所在地及び名称

中津市山国町守実

日田山国一号トンネル避難坑一工区JV工事事務所

3 特定施設の種類	3
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	3
4 変更しようとする事項の内容	4
特定施設から排出される汚水又は廃液の処理方法、排出水の量及び排出水の汚染状態	4
5 汚水等の処理の方法	5



項目	汚水の値		汚染の状態の値		一日当たりの排出水量		排水口名	区分
	生物化学的酸素要求量 mg/L	化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質 mg/L	窒素含有量 mg/L	単位	単位		
水素イオン濃度	五・八〇	五・八〇	一五	五	通常	通常	排水口①	変更前
生物化学的酸素要求量	五・八〇	五・八〇	二〇	二	最大	最大		変更後
化学的酸素要求量	一・三	一・三	四	〇・〇二	通常	通常	同上	
浮遊物質	一五	一五	二〇	二	最大	最大		
窒素含有量	二〇	二〇	〇・四	二	最大	最大		
りん含有量	一・五	一・五	〇・〇二	二	最大	最大		

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間  
令和五年十月二十日から同年十一月十日まで

2 縦覧場所  
大分県生活環境部環境保全課及び中津市役所

大分県告示第四百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。  
令和五年十月二十日

解除予定保安林の所在場所

大分市大字佐賀関字小黒四六五二番九

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

解除の理由

道路用地とするため

大分県告示第四百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。  
令和五年十月二十日

解除予定保安林の所在場所

佐伯市大字堅田字ツル四一六三番二

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

解除の理由

指定理由の消滅

大分県告示第四百四十四号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。  
令和五年十月二十日

登録番号

西部第九十三号

大分県知事 佐藤樹一郎

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

中島 廉太郎

日田市大字花月二千九百九十四番地

三 生産事業の内容

1 種穂 採取、精選

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

日田市市ノ瀬町

警察本部訓令

大分県警察本部訓令第30号

警察本部  
警学  
警察署

大分県警察表彰規程(平成2年大分県警察本部訓令第4号)の一部を次のように改正する。  
令和5年10月20日

大分県警察本部長 種田英明

第11条第3項中「各部長」を「警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長」に改め、「警務部総括参事官」の次に「警務部参事監」を加え、同条第4項中「階級」の次に「(同相当職を含む。)」を加え、同条第6項を第7項とし、同条第5項中「出席委員」を「委員」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が表彰の内容により委員会を開催する必要がないと認めるときは、持ち回り審査によることができる。

附則

この訓令は、令和5年10月20日から施行する。